

放送コンテンツの製作取引適正化に関する ガイドライン改訂後の取組状況等

令和元年 12月23日
事務局

ガイドライン改訂後の周知・啓発における取組①

改訂ガイドライン公表（8/9）後、周知・啓発のために以下の取組を実施。

1. 改訂ガイドライン遵守の呼びかけ

●改訂ガイドラインに「**規範性を持たせる**」観点から、関係業界の事業者等宛て、契約時における下請法・著作権法等の取り扱いを明確化するなど、**下請中小企業振興法第4条に基づく助言**として、**改訂ガイドラインの遵守を求める**等の文書を発出（8/22付）。

（参考法令）

○ 下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）（抄）

（振興基準）

第3条 経済産業大臣は、下請中小企業の振興を図るため下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準（以下「振興基準」という。）を定めなければならない。

2～4（略）

（指導及び助言）

第4条 主務大臣は、下請中小企業の振興を図るため必要があると認めるときは、下請事業者又は親事業者に対し、振興基準に定める事項について指導及び助言を行なうものとする。

○ 下請中小企業振興法第3条第1項に基づく振興基準（平成30年12月28日経済産業省告示第258号）（抄）

第8 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

2) 業種特性に応じた取組

(1) 業種に応じて下請取引の実態や取引慣行は異なることから、親事業者及び下請事業者は、公正な取引条件、取引慣行を確立するため、国が策定した業種別の「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」（以下「下請ガイドライン」という。）を遵守するよう努めるものとする。その際、親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、下請ガイドラインに定める内容を自社の調達業務に浸透させるよう努めるものとする。

ガイドライン改訂後の周知・啓発における取組②

2. 各省による働きかけ

- 改訂ガイドラインに係る事業者、団体等に対して、総務省・経産省から、**改訂ガイドライン遵守の働きかけ**を実施。
 - ・**日本民間放送連盟**の加盟社（127社）への研修会（9/26）
 - ・**全国地域映像団体協議会**の理事会（9/11）
 - ・**日本動画協会**理事会三役会（9/12）、同協会理事会（9/19）
 - ・**日本アニメーター・演出協会（JAniCA）**理事会（8/27）

3. 相談窓口の設置・周知

- 日本弁護士連合会と連携し、改訂ガイドラインの遵守状況**を含む制作取引関係の問題について、**番組制作会社等が弁護士に相談できる専門窓口**を設置（令和元年度予算）：
令和元年11月28日～令和2年2月28日まで相談受付中。

＜総務省放送コンテンツ制作取引・法律相談ホットライン＞（詳細次頁参照）

<https://hosocontents-tekitori.go.jp/>

- 「下請かけこみ寺」の相談窓口を改訂ガイドラインに記載して周知を図る**とともに、番組制作会社、アニメ制作会社やアニメクリエイターが抱える取引上のトラブルなどを**相談員や弁護士が解決に向けてサポート**する。

「放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン」専用サイトの開設

- 総務省では、良質で魅力ある放送コンテンツの製作・流通を促進する等の観点から、「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」を策定・改訂（令和元年8月9日公表）、放送事業者等にガイドライン遵守徹底の働きかけを実施する等の取組を推進中。
- 本取組の一環として、放送事業者と番組製作会社の間など※における放送コンテンツの製作取引に関する個別具体的な問題について、取引当事者が弁護士に無料で法律相談できる窓口「放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン」の専用サイトを開設。

※放送事業者と番組製作会社の間のみに限らず、番組製作会社間や番組製作会社とフリーランスの方との間などを含む。

■ 名 称 : 放送コンテンツ製作取引・法律相談ホットライン

(令和元年度総務省予算事業)

<https://hosocontents-tekitori.go.jp/>

■ 開設期間 : 令和元年11月28日(木)～令和2年2月28日(金) (3か月間)

(開設期間終了後、令和2年度予算にて再開する可能性あり)

■ 相談対象 : テレビジョン放送(地上テレビジョン放送、BS放送、CS放送、ケーブルテレビ)の「放送コンテンツ」に係る製作取引に関する問題

(問題となり得る取引事例)

- ・発注書の書面交付が行われていない場合があった。
- ・取引価格等の決定について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった。
- ・著作権の帰属について、事前に十分な協議の機会が設けられていなかった。
- ・当初の発注書面のない業務が追加され、追加費用の支払いがなかった。



■ 相談方法 :

- 1) 上記専用サイトにある相談登録フォームに必要事項(相談内容、ご希望時間帯等)を入力・選択の上送信。
- 2) 相談者の希望の時間帯に総務省から委託を受けた相談担当弁護士から相談者に電話で連絡し、30分間の無料法律相談を実施。

ガイドライン改訂後の周知・啓発における取組③

4. ガイドライン講習会の拡大実施

● **中小企業庁との共催**で毎年実施している**ガイドライン講習会**を、令和元年度は**講習回数を3倍増で実施中**。

・放送事業者/番組製作会社向け講習会：

東京（10/16,10/29）、大阪（11/13,11/27）、名古屋（11/21）、熊本（12/4）、松山（12/9）、
金沢（12/10）、広島（12/13）、札幌（1/30）、福岡（2/5）、仙台（2/12）

※上記は総務省/中小企業庁共催講習会として実施済、あるいは、開催日決定済講習会のみ記載。

このほか、業界団体/個社が主催する、団体会員向け/社内ガイドライン勉強会に対しても要望に応じて個別に講師を派遣している。

・制作会社/アニメーター向け講習会：東京（10/1,10/2,11/24）

5. 改訂ガイドラインの遵守徹底

取引適正化を徹底するため、①**遵守状況の実態把握**、②**具体的取組のフィードバック**、③**遵守徹底の指導等**、
④**クリエイター等へ分かりやすく普及**、することが必要。

● **改訂ガイドラインの遵守状況の実態把握**

・**各地域の番組製作会社等**に対し、ガイドライン公表後における取引実態（下請法上の書面交付や取引内容の協議の状況等）に関するヒアリングを実施。

・上記の結果を踏まえ、同地域に所在する**放送事業者**へ、ガイドラインの遵守状況、遵守のための取組等をヒアリングを実施（※状況に応じて、更なる調査を実施）。

ガイドライン遵守徹底等適正な製作環境の実現へ向けた今後の取組

ヒアリング等を踏まえて、①放送事業者に対する指導等、②放送事業者と番組製作会社等の意見のギャップを埋めるための取組、③ガイドラインの改訂に向けた検討、等を進める。

放送事業者に対する指導等

1. 放送事業者等の調査時に発覚した問題点について

放送事業者等のヒアリング時に発注書の不備や協議手法に関する問題点が発覚した場合は、下請中小企業振興法第4条に基づく指導及びフォローアップを行う。

2. 製作会社等へのヒアリング時に申告された問題点について

放送事業者の調査では問題がなかったが、製作会社等のヒアリング時に特定の放送事業者に関する問題点を申告された場合は、当該対象地域の放送事業者に対して追加調査を行う。

3. アニメ制作会社及びクリエイターへの対応について

事前の契約書面の交付のほか、スケジュール管理が製作委員会の責務であることも踏まえ、受注時に製作委員会と十分協議をした上で予算やクリエイターの作業量に見合った工程管理をするよう、業界団体を通じて制作会社に指導・助言を行う。(同法第4条)

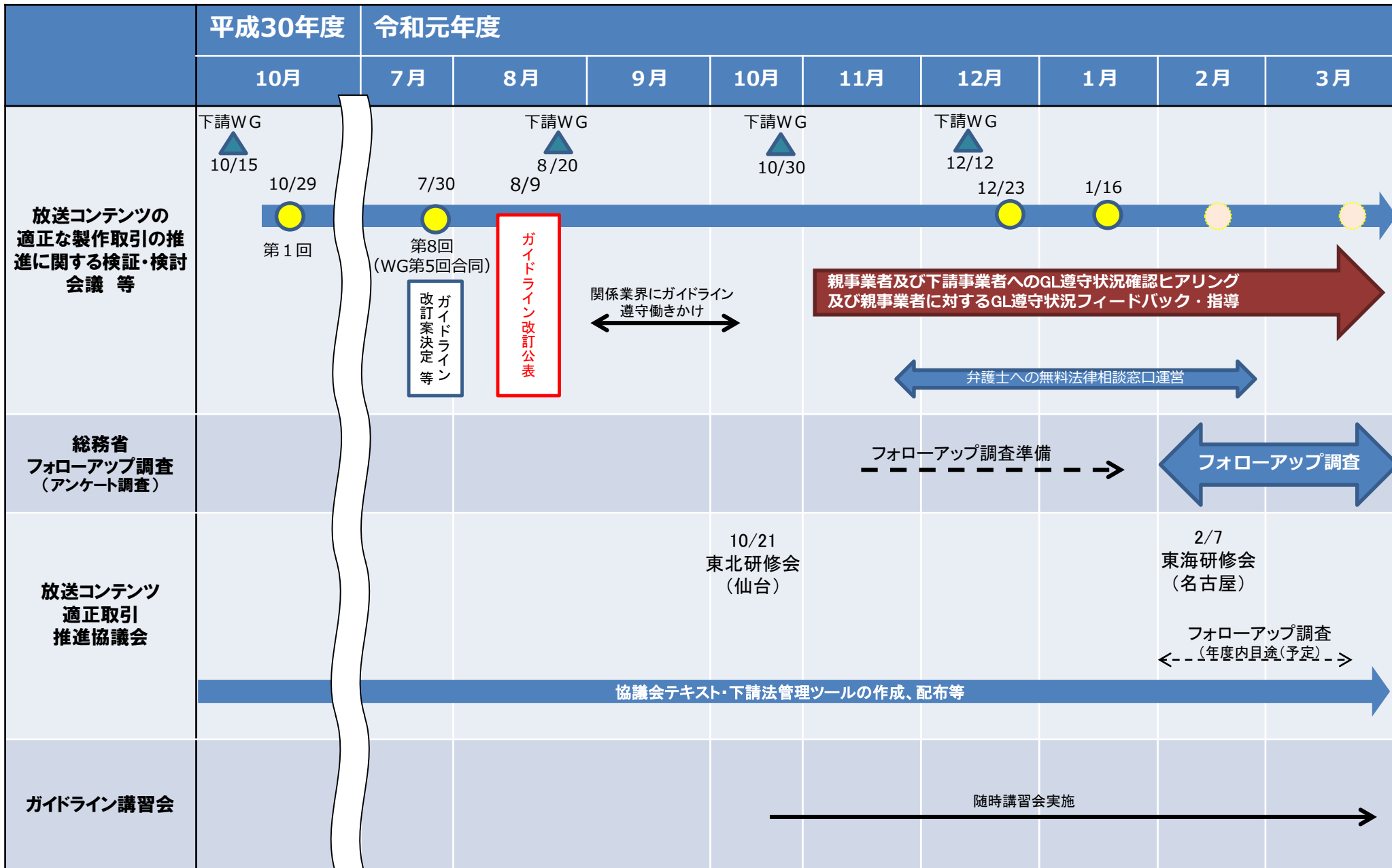
フォローアップ調査(アンケート調査)での対応

放送事業者と番組製作会社等の意見のギャップについて、どのような分野・発注形態の番組に問題が存在するかを令和2年2月に実施する受発注者双方に対するガイドライン遵守状況に関するアンケート調査により特定し、放送事業者と番組製作会社等の認識の一致を図るとともに、重点課題について改善割合の指標化を図り、定期的に改善状況を把握する。

ガイドライン改訂に向けた検討

「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」において、ヒアリング等で明らかとなった問題点及び上記の追加調査や指導・助言も踏まえ、年明け早々に著作権の帰属や製作会社間の取引適正化の推進等に関する議論に着手し、同年夏までに「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」等の変更・追加内容を確定し、同ガイドライン等の改訂を通じて、これらの規範化を図る。

放送コンテンツ（アニメ含む）の適正な製作取引の推進に関する取組状況



※ 令和2年1月以降については、現時点での予定を記載したものの。